

平成26年度「東京都環境影響評価審議会」第7回総会 議事録

■日時 平成26年12月25日（木）午後4時00分～午後5時33分

■場所 都庁第二本庁舎31階 特別会議室27

■出席委員

小島会長、田中 正 第二部会長、大塚委員、木村委員、黒田委員、輿水委員、坂本委員、田中 修三 委員、谷川委員、寺島委員、中杉委員、野部委員、平手委員、藤倉委員、町田委員

■議事内容

1 諮問

(1) 「(仮称) 三田小山町西地区市街地再開発事業」環境影響評価書案

⇒ 会長の指名により、第二部会へ付託。

(2) 「(仮称) 竹芝地区開発計画」環境影響評価書案

⇒ 会長の指名により、第二部会へ付託。

2 受理関係

⇒ 別紙受理報告一覧の事業について審議会へ報告。

別紙

受 理 報 告

区 分	対 象 事 業 名 称	受 理 年 月 日
1 環 境 影 響 評 価 書 案	・東京港 国際海上コンテナターミナル整備事業 (Y3)	平成 26 年 10 月 20 日
2 事 後 調 査 報 告 書	・東武伊勢崎線 (竹ノ塚駅付近) 連続立体交差事業 (工事の施行中その1) ・浜松町駅西口周辺開発計画 (工事の施行中その1)	平成 26 年 11 月 11 日 平成 26 年 11 月 11 日
3 変 更 届	・西品川一丁目地区再開発計画	平成 26 年 11 月 11 日
4 着 手 届 (事 後 調 査 計 画 書)	・中央新幹線 品川・名古屋市間 (東京都)	平成 26 年 11 月 4 日

平成 26 年度「東京都環境影響評価審査委員会」第 7 回総会

速記録

平成 26 年 12 月 25 日（木）
都庁第二本庁舎 31 階 特別会議室 27

(午後 4 時 00 分開会)

○三浦環境都市づくり課長 では、定刻となりましたので、始めさせていただきます。

本日は、お忙しい中、ご出席をいただき、ありがとうございます。

事務局からご報告申し上げます。

現在、委員 21 名のうち、15 名の御出席をいただいております、定足数を満たしております。

それでは、平成 26 年度第 7 回総会の開催をお願いいたします。

本日は、傍聴のお申し出がございますので、よろしくお願いいたします。

○小島審議会会長 会議に入ります前に、傍聴を希望する方がおいでです。「東京都環境影響評価審議会の運営に関する要綱」第 6 条第 3 項の規定によりまして、会場の都合から傍聴人の数を 30 名程度といたします。

それでは、傍聴人の方、いましたら入場させてください。

(傍聴人入場、着席)

○小島審議会会長 よろしゅうございますか。それでは、傍聴の方、傍聴希望案件が終了次第、退室されて結構ですので、よろしくお願いいたします。

それでは、ただいまから、平成 26 年度「東京都環境影響評価審議会」の第 7 回総会を開催します。

本日の会議は、議事次第にありますように、諮問 2 件と受理報告を受けることにしたいと思っております。

まず諮問案件ですが、事務局から提案をよろしくお願いいたします。

○三浦都市づくり課長 はい。では、お手元の資料 1 及び資料 2 をご覧ください。各案件の諮問文でございます。続けて朗読させていただきます。

資料 1。

26 環都環第 489 号
東京都環境影響評価審議会

東京都環境影響評価条例（昭和 55 年東京都条例第 96 号）第 50 条の規定に基づき、下記事項について諮問する。

平成 26 年 12 月 25 日

東京都知事 舩添 要一

諮問第 434 号「(仮称) 三田小山町西地区市街地再開発事業」環境影響評価書案

○三浦都市づくり課長 続きまして、資料 2 でございます。

26 環都環第 490 号
東京都環境影響評価審議会

東京都環境影響評価条例（昭和 55 年東京都条例第 96 号）第 50 条の規定に基づき、下記事項について諮問する。

平成 26 年 12 月 25 日

東京都知事 舩添 要一

諮問第 435 号「(仮称) 竹芝地区再開発計画」環境影響評価書案

○三浦都市づくり課長 以上でございます。よろしくお願いいたします。

○小島審議会会長 それでは、今の諮問がありました「(仮称) 三田小山町西地区市街地再開発事業」環境影響評価書案、「(仮称) 竹芝地区開発計画」環境影響評価書案。これにつきまして、これは両件とも、第二部会に付託させていただきますので、第二部会の皆様、よろしくお願いいたします。

それでは、以上の諮問案件の概要につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

○宇山アセスメント担当課長 それでは、ご説明をさせていただきます。お手元のこのピンク色の冊子ですね。「(仮称) 三田小山町西地区市街地再開発事業」。

まずは 1 ページ目をご覧ください。

事業者の名称は「三田小山町第 3・5 地区市街地再開発準備組合」。所在地は港区三田でございます。事業の名称は、「(仮称) 三田小山町西地区市街地再開発事業」、種類は「高層建築物の新築」でございます。

対象事業の内容の概略ですけれども、この事業は、「港区三田一丁目に位置する開発地区面積約 2.5ha において、共同住宅、店舗・事務所、駐車場等を新築し、複合的な市街地を形成するもの」でございます。

概略としまして、表をご覧くださいまして、上から 5 行目以降ですね。敷地面積は、北街区が 10,900 m²。南街区は 9,500 m²、合わせて 20,400 m²。計画建築物の概要としましては、北街区に住宅 A 棟と事務所棟。住宅 A 棟は高さ約 165m の 45 階建て、事務所棟は約 50m の 10 階建て。それから、南街区につきましては、住宅 B 棟が高さ約 125m、地上 33 階、住宅 C 棟が高さ約 66m、地上 16 階となっております。延床面積につきましては、北街区が約 108,200 m²、南街区が約 71,400 m²、合わせて約 179,600 m²でございます。

北街区のほうは、ご覧いただきますと、共同住宅のほうが約 80,800 m²となっております。その次に業務施設の約 13,000 m²。南街区につきましては、こちらも共同住宅の約 59,600 m²が一番大きくなってございます。住宅戸数につきましては、北街区が約 790 戸、南街区が約 510 戸、合わせて約 1,300 戸。駐車場台数につきましては、北街区が約 440 台、南街区が約 290 台、合わせて約 730 台でございます。

工事予定期間につきましては、平成 29 年度から 32 年度でありまして、供用開始は平成

33 年を予定をしております。

それでは、おめくりいただきまして、15 ページをご覧ください。

本事業の目的でございますけれども、当地区は、「港区まちづくりマスタープラン」（平成 19 年 4 月 港区）において、「街区の再編、土地の有効利用により商業・業務・都市型住宅環境を整備する」という面的な整備の方針が示されております。しかし、計画地は、明治・大正期に形成された木造住宅密集地であり、東側の地区と共に震災及び戦災を免れ、道路などの公共施設も不十分なまま今日に至っております。高度な利用が望まれる立地にもかかわらず、土地の高度利用や都市機能の更新が遅れている地区でございます。よって、この事業によって、都市再生法に基づく市街地再開発事業を活用して、この地区を一体的かつ総合的に再開発をして、公共空地や道路などの整備と併せて、高層都市型住宅の整備を行うものでございます。

それではおめくりいただきまして、18 ページをご覧ください。位置図でございます。

計画地は、麻布十番駅の南東側です。首都高の都心環状線と 2 号目黒線のある、一の橋ジャンクションのあたりでございます。中心のですね、網掛けの部分が計画区域の予定の地区でございますけれども、その隣のピンクの四角の部分、それから青の四角の部分のですね、A 地区、B 地区とございますけれども、こちらはもうすでに竣工している再開発のビルでございます。

隣は空中写真で、おめくりいただきまして 20 ページが計画地の現況図になります。ご覧いただきますと、かなり住宅が密集していることがわかるかなと思います。

それでは、またおめくりいただきまして、23 ページをご覧ください。施設配置及び緑化計画図でございます。真中の区画道路 1 号を上げまして、その北側が北街区、南側が南街区となっております。北街区には住宅 A 棟と、その北側にですね、事務所棟と、北西側に広場、あと南東側にも広場を予定しております。南街区につきましては、西側に住宅 B 棟、東側に住宅 C 棟と、さらに東側に公園をつくりまして、ここにつきましては、公園をつくった後に港区に移管する、という予定になっているということでございます。

それから、この古川ですが、古川も活かすということで、古川沿いに親水緑道を設けて、緑に配慮した、川沿いの環境に配慮した計画にしていく、ということでございます。

おめくりいただきまして、24 ページ、25 ページが断面図でございます。24 ページのほうは北街区。高層棟は約 165m の住宅棟で、その右側の事務所棟のほう、高さ 10 階建ての事務所棟が予定されてございます。25 ページの南街区のほうは、ほとんど住宅となっております。

またおめくりいただきまして、26 ページが完成予想図ということで、北東側のほうから見た図でございます。手前に白い線が入っておりますけど、これはすでにある再開発でございます。

それでは、おめくりいただきまして、32 ページをご覧ください。施工計画ですけれども、工事工程につきましては、平成 29 年に着手をして、平成 32 年に竣工を予定していて、施

行期間は約 48 ヶ月でございます。表を見ていただきますと、1 年目に仮設工事と解体（除却）工事を行いまして、併せて 1 年目の後半から、北街区から工事を始めまして、その後、南街区、4 年間で工事を終わらせる予定となっております。

それでは、おめくりいただきまして、53 ページをご覧ください。環境影響評価の項目でございます。選定手順につきましては、図に記載のとおりでございますけれども、この選定手順にそって、選定した項目につきましては、13 項目ということで、おめくりいただきまして、54 ページに記載がございます。

工事の施行中、工事の完了後、●が付いている部分が、選択した部分でございますけれども、大気汚染、騒音・振動、土壌汚染、地盤、水循環、日影、電波障害、風環境、景観、史跡・文化財、自然との触れ合い活動の場、廃棄物、温室効果ガスの 13 項目を選択してございます。

その隣ですが、「選定した項目及びその理由」に、選定した項目の理由を書いておりますけれども、こちらは調査計画書のほうで委員の皆様にご審議いただきまして、その答申を踏まえた知事意見を踏まえまして、特に土壌汚染につきましては、工事の完了後につきましても予測評価するように、という意見を付けてございましたけれども、こちらにつきましては、土壌汚染のところ、新たな土壌汚染が発生する可能性の有無を予測評価するというので、項目として入っております。

それから地盤のほうにも、掘削工事に伴う地下水の低下による地盤の変形の範囲及び変形の程度も予測するようにという意見に対しまして、こちらも予測評価の対象として入れて、予測評価を実施をしております。

それから、おめくりいただきまして、廃棄物のほうも、もともと存在した工場が再開発ビルのほうに戻ってくるかもしれないということで、そういった場合に備えて、産業廃棄物についても予測評価すべき、という意見を踏まえまして、こちらには産業廃棄物という記載はございませんけれども、下から 2 行目の廃棄物の枠の中には、最後の「施設の供用に伴う廃棄物の種類及び排出量」の中において、産業廃棄物につきましても予測評価をしているところでございます。

57 ページ、「選定しなかった項目」につきましては、悪臭、水質汚濁、地形・地質、生物・生態系の 4 項目でございます。選定しない理由は、記載のとおりでございます。

「(仮称) 三田小山町西地区市街地再活事業」の説明は、以上でございます。

それでは、続きまして、「(仮称) 竹芝地区開発計画」ですね。お手元の黄緑のものをご覧ください。

それでは、1 ページ目をご覧ください。

事業者の名称は、「株式会社アルペログランデ」で、あまり聞いたことのない名前かと思っておりますけれども、こちらにつきましては、鹿島建設と東急不動産ですね、出資して設立した会社ということで、大きな樹と書いて「大樹」という意味のようなんですけれども、鹿島と東急不動産が一緒にやる事業ということでございます。

対象事業の名称につきましては「(仮称) 竹芝地区開発計画」。種類は「高層建築の新築」でございます。対象事業の概略につきましては、本事業は、東京都環境影響評価条例施行規則（昭和 56 年規則第 134 号）第 51 条に定める「特定の地域」において、オフィス、展示場、店舗を含む高層建築物である業務棟の新築を行うものであると。それから、隣接地に集合住宅を主たる用途とする高層建築物、こちら住宅棟ですね、併せて建築する、というものでございます。

表を御覧ください。計画地は、東京都港区海岸一丁目。敷地面積は約 15,591 m²、延床面積は約 200,000 m²、最高の高さは約 210m、駐車台数は約 390 台、主要用途としましては、オフィス、展示場、住宅、店舗。工事予定期間は、平成 27 年～平成 32 年の約 70 ヶ月を予定してございます。供用開始予定は、平成 32 年となっております。

それでは、7 ページを御覧ください。

本事業の目的ですけれども、本事業の計画地が含まれる竹芝地区は、特定都市再生緊急整備地域及びアジアヘッドクォーター特区に指定されているとともに、東京国際空港ですね、羽田空港から至近の距離にあり、東京の国際競争力強化を目指す拠点として重要な位置にあると。

それから、下から 10 行目ぐらいからなんですけれども、こういった竹芝地区も併せて東京都では、都有施設の移転・更新に合わせて民間のノウハウを活用した「都市再生ステップアップ・プロジェクト」というのを進めております。当竹芝地区において、東京都の公文書館、計量検定所、産業貿易センターという 3 施設が立地していたんですけれども、もうすでに公文書館と計量検定所は移転してございますけれども、こういった移転と、あとは産業貿易センターの更新に合わせてですね、「都市再生ステップアップ・プロジェクト」の実施区域となって、豊かな緑、海、文化を実感できる活気ある業務・商業等の拠点を形成するというコンセプトの下に、都有地活用とエリアマネジメント業務を実施する事業者の公募が行われたところでございます。

この公募に対しましてですね、先ほどのアルベログランデが応募をいたしまして、選定されたわけでございますけれども、この事業者が「国際競争力強化に資するビジネス拠点の形成、防災対応力の向上及び魅力ある都市環境の創出を図るため、新産業貿易センター及び民間複合施設等の整備を行うことを目的と」してございます。

おめぐりいただきまして、9 ページです。場所、位置図ですけれども、西側に浜松町駅がございまして。それから、その隣に旧芝離宮恩賜庭園がございまして、東側ですね、真ん中の大きい所が、業務棟の建つ予定地。それから、その東側、区道を挟んで東側が、住宅棟の予定地となっております。それから、青い線です、浜松町駅の北側から計画地に向けて、それからさらに竹芝埠頭の側に向けて、青い線が続いていると思いますけれども、歩行者デッキをつくって、浜松町駅から竹芝埠頭に、空の玄関口から海の玄関口をつなぐというコンセプトの下に、デッキをつくるということでございます。

それでは、おめぐりいただきまして、10 ページが航空写真でございます。

それから、11 ページ。地域の概況としましては、当該地域は事務所建築物の立地割合が比較的高く、次いで倉庫・運輸関係施設、スポーツ・興業施設、教育施設、宿泊・遊興施設等が混在しており、中高層住宅の立地もみられる。まとまった緑地としては、海岸通りを挟んだ西側に旧芝離宮恩賜庭園がありますが、これ以外に緑地は少なく、植生自然度の低い市街地となっているということでございます。

それでおめくりいただきまして、12 ページ。「計画の基本方針」としましては、①土地利用の方針としまして、こちらに・で、四つ、記載ありますけれども、「官民合築連携による産業振興とにぎわい創出」。それから、そのにぎわいをつなぐ「歩行者基盤整備」。「防災対応力のあるスマートシティの推進」、「生物多様性保全と環境負荷低減への取組」を土地利用の方針としてございます。

併せて2番目、「都市基盤の整備」として、回遊基盤となる、今申しあげました歩行者デッキを整備すると。歩行者デッキを整備することで、海岸通りによる地域の分断を解消するとしてございます。

一番下の開発手法としましては、国家戦略特区の認定を受けて実施することを検討しているということで、国家戦略特区の認定に向けてやっているところでございます。

では、13 ページ、「事業の基本計画」。建築計画でございます。下段の表を御覧いただきますと、業務棟と住宅棟に分かれておりまして、敷地面積は業務棟が12,157㎡、住宅棟が3,434㎡、延床面積につきましては、業務棟のほうは事務所が一番大きくて145,000㎡、その後は新産業貿易センターで17,000㎡、合わせて180,000㎡。住宅棟につきましては、住宅188戸で17,200㎡、全て合わせて20,000㎡で、合わせて200,000㎡となっております。高さにつきましては、業務棟が約210m、住宅棟が約100m、階数は、業務棟が地上39階、地下2階で、住宅棟が地上21階。駐車台数は、業務棟が339台で、住宅棟が51台となっております。

それでは、おめくりいただきまして、現況図ですけれども、都立産業貿易センターと書いてありますけれども、こちらはまだ存在してございます。その西側の空いている所に、こちらに計量検定所がございまして、区道をはさんだ東側ですね、竹芝駅の正面の所に、公文書館がございました。今は、更地となっております。

それから、お隣の15 ページ、配置計画図ということで、西側に業務棟、東側に住宅棟、それから黒い太線で歩行者デッキが記載されております。

おめくりいただきまして、A3の断面図でございますけれども、こちら西側がですね、業務棟ということで、上のほうから中段まで事務所ですね。下のほうですね、下層階、展示室と書いてありますけれども、こちらが産業貿易センターになる予定でございます。東側が住宅棟で、住宅以外に、サービスアパートメントですとか、シェアハウスですとか、子育て支援施設が入る予定となっております。それから、下のほうに、西からグリーンブリッジ、スカイブリッジ、マリンプリッジと書いてありますけれども、こちらが歩行者デッキとなっております。スカイブリッジと書いてある所は、首都高の都心環状線の上を

またぐような形で予定をさせていただきます。

では、おめくりいただきまして、19 ページは完成予想図でございます。

上の図では、下層階にかなり緑が多く、スキップテラスという名前ですね、こういった所に緑を多く植栽する予定となっております。

それから、おめくりいただきまして、20 ページ。動線計画の下の部分をご覧くださいますと、ちょっと再三ご説明させていただいておりますけれども、まず、「現況」の上の図ですね。現況はですね、真中の首都高と海岸通りによって、分断されているというのが事実でございます。交通事故の危険性、にぎわいの分断という課題に対しまして、下の「整備後」というところで西側の浜松町地区から東の竹芝埠頭まで、「交通安全性の向上」と合わせて、「にぎわいの連続性」をつくるということで、歩行者デッキが計画されているところでございます。

それでは続きまして、23 ページをご覧ください。「(4) 熱源施設計画」ですけれども、こちらはですね、近くに地域冷暖房プラントがございますので、こちらから、冷水・温水供給を受けるとともに、コージェネレーションシステム (CGS) を業務棟に導入する、ということにしております。

おめくりいただきまして、24 ページに、地域冷暖房施設のメインプラントが計画地の北東側にあることがわかるかと思えます。

続きまして、29 ページをご覧ください。施工計画でございます。下の図をご覧くださいますと、まず住宅棟から工事を始めまして、それから業務用の高層棟、次が低層棟ですね。歩行者デッキのマリンブリッジ、グリーンブリッジ、スカイブリッジにつきましては、計画建物の工事工程の進捗状況に応じて工事を行うということで、マリンブリッジが約 45 ヶ月間、グリーン・スカイブリッジは約 44 ヶ月間で工事を行う予定でございます。なお、今ある東京都立産業貿易センターにつきましては、本計画の工事期間中に東京都により解体される予定となっております。

おめくりいただきまして、30 ページが、今まで申し上げたものの繰り返しにもなりますけれども、デッキと、あと業務棟の高層エリア、低層エリア。それから、住宅棟の工事区域図となっております。

またおめくりいただきまして、53 ページをご覧ください。環境影響評価の項目でございます。計画地は、「東京都環境影響評価条例」第 40 条第 4 項に規定する「良好な環境を確定しつつ都市機能の高度化を推進する」特定の地域内に位置しておりまして、同施行規則第 52 条に規定する事業（高層建築物の新築）を実施することから、平成 26 年 11 月に「特定の地域における事業実施届」を知事に届け出まして、同施行規則第 54 条に定める環境影響評価の項目を選定して、予測評価を行うとしてございます。

なお、こちら、史跡・文化財については、港区教育委員会へ「港区埋蔵文化財取扱要綱」に基づく照会を行った結果、環境影響評価の項目として選定しないとあります。港区教育委員会からの回答としましては、計画地内に周知の埋蔵文化財包蔵地がないこと、それか

ら、既存ビルの地下階建設時に埋蔵文化財が発見されたことがないこと、それから、過去の試掘調査によって埋蔵文化財が残存している可能性が低いことが確認されているとして、計画地内に埋蔵文化財が残存している可能性は極めて低いものと推察され、埋蔵文化財保護法上の支障は殆どないものと判断されるという港区からの回答内容であったとのことでございます。ただし、工事中に未周知の埋蔵文化財が確認された場合には、「文化財保護法」や「港区埋蔵文化財取扱要綱」等の法令に基づき適切な措置を講じるとしてございます。

それでは、おめくりいただきまして、選んだ項目でございますけれども、評価した項目ということで、大気汚染、騒音・振動、日影、電波障害、風環境、景観の6項目となっております。〔(仮称)竹芝地区開発計画〕の説明は、以上でございます。

○小島審議会会長 はい、どうもありがとうございました。

それでは、続きまして、受理関係に移らせてもらいます。

○三浦 環境都市づくり課長 受理関係についてご報告いたします。資料3を御覧ください。環境影響評価調査計画書が1件、環境影響評価書が2件、事後調査報告書が3件、変更届2件を受理しています。

それでは、受理報告につきまして、担当からご説明させていただきます。

○佐藤 アセスメント担当課長 それでは、環境影響評価調査計画書〔(仮称)八王子高尾商業施設計画〕でございますけれども、説明いたします。お手元にあります鮮やかなブルーのこちらが調査計画書になります。こちら、1ページをお開きください。

こちらの事業ですけれども、11月に文書を受理いたしまして、文書諮問を行いまして現在第1部会で審議をさせていただいているところでございます。12月1日から12月22日にかけて、都民意見を募集しております。複数の意見が現在寄せられているところでございます。

本事業の事業者の名称ですけれども、「大和ハウス工業株式会社」。事業の種類ですが、「自動車駐車場の設置」でございます。表の3-1、対象事業の概略、こちらをご覧ください。所在地ですが、「東京都八王子市東浅川町550-1外」になってございます。

計画建築物ですが、地上3階、塔屋1階。計画敷地面積ですけれども、約63,700㎡。建築面積が約26,900㎡。店舗等の延床面積ですけれども、約32,200㎡となっております。

主要な用途ですが、物販店舗、飲食店、そしてサービスでございます。駐車場ですが、約2,000台を予定してございます。

工事の予定期間ですが、平成28年の1月～平成29年4月まで16ヶ月間を予定してございます。供用予定年月ですが、29年の4月でございます。

4ページ、図4.2-2、こちらをご覧ください。計画地の位置図でございます。計画地の北側に市道浅川24号線、これが走っておりまして、計画地の南側、こちらに八王子幹線1級9号線（万葉けやき通り）、こちらが走ってございます。計画地の西側に隣接しまして、

市立浅川小学校がございませう。また、計画地の東側に、道路としまして市道浅川 18 号線がございませう。また、その東側に市立陵南中学校がございませう。こちらの位置ですけれども、高尾駅と狭間駅の間にあるまして、だいたい高尾駅から東に約 300m の位置にございませう。また、中央線を挟みまして、北側に一般国道 20 号線が走っている、という地域でございませう。

5 ページ、こちらが航空写真でございませう。こちらの航空写真を見ますと、計画地にまだ建物がいっぱい建っている写真になってございませうが、現在は、以前ありました工場については、すべて撤去されて更地になってございませう。

7 ページ、図 4.2-5、建物配置図、こちらをご覧ください。計画地の南側に平面駐車場、こちらを設置する形になってございませう。計画地の北側ですが、マンション予定地、こちらが大和ハウス等が施主になってございませうが、こちらが建つ予定でございませう。

こちらのマンションの概要ですけれども、14 階建てで、約 400 戸の住居が入る形になってございませう。計画地の北東側ですが、こちらが住宅分譲予定地。戸建てを売る予定でございませう。また、住宅分譲予定地の北東側に「敬愛たかお保育園」、こちらが 24 年の 4 月から開園予定でございませう。

8 ページ。図 4.2-6、建物断面図、こちらをご覧ください。計画建築物ですけれども、1 階と 2 階が店舗、3 階が屋内駐車場、4 階が屋上駐車場ということになってございませう。この建物ですが、地下構造物はないんですけれども、基礎杭、こちら約 10m の長さのものを、約 9m 間隔で打つ予定になってございませう。

9 ページ、平面図（1 階）でございませうが、1 階には大型専門店、それと飲食店、それと物販店、これらが入る予定でございませう。

10 ページ、平面図（2 階）になりますが、こちらも 2 階も、店舗中心ということで、大型専門店、物販店、それと飲食店が入ります。

11 ページ、平面図（3 階）。こちらが屋内駐車場でございませう。

12 ページ、平面図（4 階）。これが屋上駐車場ということで、屋上部分に緑地を設ける予定でございませう。

13 ページ、駐車場計画ですが、表 4.2 - 2、こちらをご覧ください。1 階にあります平面駐車場ですが、こちらが約 670 台、3 階にあります立体駐車場、こちらが約 630 台、屋上にあります立体駐車場、こちらが約 700 台ということで、合計約 2,000 台の駐車場を確保する予定でございませう。

交通動線計画ですが、工事の完了後におけます商業施設の関連車両、来客車両、それと荷さばき車両等ですが、こちらの走行経路は、14 ページ、図 4.2 - 8、こちらのとおりでございませう。青が入庫経路、赤が出庫経路という形になってございませう。で、計画地の南側、万葉けやき通り、こちらを西側から来た車につきましては、南側から左折で入る。万葉けやき通り東方から来た車につきましては、南側ではなく市道浅川 18 号線、こちらを經由しまして北側から入る、という動線計画になってございませう。

15 ページ、エネルギー計画。C(City)EMS によるエネルギーマネジメントということで、商業施設の北側に建設されますマンション及び戸建て住宅、こちらと連携しまして、街全体をまとめてエネルギーを管理する C(City)EMS、こちらによるエネルギーマネジメントを実践する予定でございます。C(City)EMS のコンセプトにつきましては、図 4.2 - 9、こちらに示すとおりでございます。これは大和ハウスの中で各地域で取り入れられているシステムでございます。

16 ページ、商業施設のエネルギー計画でございます。今、予定しておりますのは、一括受電サービスということで、マンションと商業施設の電力を一括受電しまして、商業施設とマンションに電力を供給するということを考えてございます。それとコジェネレーションということで、約 400kW、こちらを 2 台設置いたします。通常時の電力ピーク抑制と廃熱の空調利用を行い、エネルギーを効率よく利用する、という計画でございます。太陽光発電につきましては、今後、導入について検討していく予定でございます。

17 ページ、「緑化計画」をご覧ください。条例に基づく基準を満たす計画をしております、地上部の緑化面積が約 8,280 m²、これ以上。屋上部につきましては、約 5,650 m²以上の緑地を計画してございます。

18 ページ、工事工程の一覧をご覧ください。4.2 - 4、こちらが工事工程表になってございます。工事期間 16 ヶ月を予定してございます。参考で隣接するマンション等の工事予定がございしますが、マンションにつきましては、平成 26 年、今年の 10 月 1 日に着工してございます。ただ、まだ本格的な着工は始まっていないようでございます。従いまして、マンションの完成が平成 28 年末になりますが、この期間が商業施設とマンションの工事が重なる、となっております。

19 ページ、「工事用車両」についてですが、工事用車両の走行ルート、こちらが 21 ページ、図 4.2 - 11 に示すとおりでございます。こちらにつきましては、先ほどご説明いたしました関連車両と同じルートとなっております。

22 ページ、「その他の環境配慮事項等」ということで、「(1) 交通対策」ですけれども、店舗周辺の来店経路を掲載したチラシ等を配布し、来店客に対する駐車場出入口の位置、来店経路の周知、それと公共機関の利用の呼びかけ等を行う予定でございます。先ほど言いましたように、けやき通りですか、こちらの東方から来た車と、西方から来た車、入口等が違いますので、この辺を周知徹底する、ということでございます。また、繁忙時には、随時、交通整理員を各出入口に配置し誘導するという予定でございます。

続きまして、118 ページ、「環境影響評価の項目」、こちらをご覧ください。119 ページにあります表 7-1、こちらの○の付いている項目で、大気汚染、騒音・振動、水循環、生物・生態系、日影、景観、自然との触れ合い活動の場、廃棄物及び温室効果ガス、こちらの 9 項目を選定してございます。120 ページが選定した理由と項目です。こちらをご覧ください。

大気汚染と騒音・振動についてですけれども、工事の施行中におきましては、建設機械の作動及び工事用車両の走行、また工事の完了後につきましては、駐車場利用車両の走行、

それと来店者及び荷さばき車両等、こちらの影響が及ぼすことが予想されることから、環境影響評価項目として選定してございます。

水循環についてですけれども、本事業では、地下構造物、こちらは特に設置しない予定なんです、基礎杭、先ほどご説明しましたが、深さが約 10m、間隔が 9m、これを設置しますので、こちらによります地下水の流域への影響、それと計画建築の存在によりまして、地下水涵養能力、こちらに変化が起きることが考えられますので、環境影響評価項目として設定してございます。

121 ページ、「自然との触れ合い活動の場」、こちらですけれども、計画地の南側には、狭間公園、スポーツ広場、それと計画地北東側に東浅川公園、それから、計画地北側に武蔵陵墓地、こちらが位置してございます。本事業の実施によりまして直接関係することはございませんけれども、計画地北側の武蔵陵墓地につきましては、高尾駅からの利用者に対しまして、工事用の車両、それと関連車両の走行によりまして、利用経路に影響を与える可能性がありますので、環境影響評価項目として選定してございます。

「選定しなかった項目及びその理由」については、122 ページ、123 ページにあるとおりでございます。

事業概要については、以上です。

○宇山アセスメント担当課長 それでは、続きまして、事後調査報告書の報告をさせていただきたいと思っております。本日の資料の 4 ページを御覧ください。事後調査報告書、「東京港国際海上コンテナターミナル整備事業」でございます。

答申日は平成 23 年 9 月 29 日、受領日は平成 26 年 12 月 11 日でございます。事業の種類は、ふ頭の新設。規模につきましては、位置は、中央防波堤の外側埋立地ですね、最終処分場の場所になります。規模としましては、大水深コンテナふ頭をつくってございまして、延長 400m、奥行 500m、水深は-16m。内訳としましては、岸壁が延長 400m、海側へ前出し 50m、水深は-16m、ヤードは延長 400m、奥行 450m、面積 18ha 等々となっております。

工事期間は、平成 23 年度～平成 28 年度。供用開始は平成 28 年度ということで、事後調査の区分は、「工事の施行中その 2」でございます。調査項目事項は、大気汚染、水質汚濁、生物・生態系、廃棄物の 4 項目でございます。

調査結果、まず大気汚染でございますけれども、二酸化窒素の日平均値の最大値は、春季 0.027ppm、夏季 0.034ppm であり、予測結果の 0.057ppm 及び環境基準の「0.06ppm 以下」を下回ってございます。また、14 日間の期間平均値は、0.026ppm であり、予測結果 0.0316ppm を下回ってございます。浮遊粒子状物質の日平均値の最大値は、春季 0.022mg/m³、夏季 0.056mg/m³であり、0.066 mg/m³および環境基準である 0.10 を下回ってございます。また、期間平均値（14 日間）は、0.025mg/m³であり、予測結果 0.0272mg/m³と同程度でございました。二酸化硫黄の日平均値の最大値は、春季 0.006ppm、夏期 0.007ppm であり、予測結果の 0.014ppm 及び環境基準 0.04ppm 以下を下回ってござい

す。期間平均値（14日間）は、0.005 ppm であり、予測結果である 0.0072ppm を下回っております。

続きまして、水質汚濁ですけれども、事後調査の結果です。調査地点 1 が、事業の実施に伴い影響が予想される地点、それから調査地点 2 が、周辺の地点でございますけれども、この濁り（SS）の濃度差につきましては、調査当日に浚渫工事を実施していたかどうかに関わらず、 $-1\text{mg/L}\sim 0\text{mg/L}$ であり、事業の実施に伴い影響が予想される地点と事業区域周辺の地点との濃度差はほとんどないことから、岸壁工事（床堀工）及び浚渫工事に伴う濁り（SS）の範囲はごくわずかであると考えられるとしております。

それから、「生物・生態系（水生生物相の変化の内容及びその程度）」でございますけれども、付着生物、植物プランクトン、動物プランクトン、底生生物及び魚卵・稚仔魚における事後調査結果は、種類数、出現量ともに評価書時の調査結果とおおむね同程度であり、出現種についても、東京湾内部の沿岸で広く一般的に見られる種が共通して確認されたことから、本事業の実施による影響はないものと考えられるとしてございまして、併せてです、注目される生物についても、評価書のときには見つかっておりませんでしたけれども、事後調査におきましても、特に注目されるも生物というのは見つかっていないということでございます。

4番、「廃棄物」。平成 25 年度における岸壁工事及び浚渫工事に伴い発生した床堀・浚渫土量は以下の通りであり、東京湾奥の深堀部への埋戻し用材等として活用を図った。こちらの表にございますとおり、予測結果が合計 2,694,000 m³ 対しまして、実績が 1,549,104 m³ でございます。こちらにつきましてはですね、予測を下回っておりますけれども、これにつきましては、関連事業のほうの工事の一部を、平成 26 年度以降に先送りですね、変更したということが理由でございます。

最後に、「苦情」でございますけれども、苦情については、特段「無し」というふうになってございます。

それでは、おめくりいただきまして、「西武池袋線（練馬高野台駅～大泉学園駅間）の連続立体交差事業及び同線（練馬高野台駅～石神井公園駅間）の複々線化事業」ということで、こちらはですね、図がございますので、お手元のホチキスで留めてある資料のほうを御覧ください。

3 ページですね。

この西部池袋線の、東から練馬高野台駅、石神井公園駅、大泉学園駅とございまして、この練馬高野台～石神井公園駅を複々線化すると同時に、練馬高野台駅～大泉学園までを立体化をする、といった計画になってございます。

それでは、本日の資料のほうにお戻りいただきまして、事業の種類は「鉄道の改良」でございます。事業延長は約 2.7km、構造形式は高架橋、擁壁及び地平。工事期間は平成 19 年度～平成 27 年度ということで、工事は終盤に差しかかっております。事後調査の区分は「工事の施行中その 4」、調査項目は「騒音・振動、電波障害、廃棄物」の 3 項目でございます。

ます。

まず1番、「騒音・振動」でございますけれども、建設作業の騒音・振動と、仮線走行における鉄道の騒音・振動と、工事の完了後ということで、一部完了している部分がございますので、そちらにおける騒音・振動で、3種類の調査を行っております。

まず1点目からですね。建設作業騒音の調査結果は、49dB～78dBとなっておりまして、2地点を除き予測結果を下回り、すべての工事の調査結果は、環境確保条例に基づく勧告基準を下回っております。

予測結果を上回った理由としましてはですね、準備工において仮囲いの設置方法の変更に伴い、使用建設機械を変更したということで、簡易な仮囲いを想定していたんですけれども、かなり狭い所で工事をするというので、工事のスペースが取れないということで、杭を打つような工法に変更したためですね、3dBほど上回ってしまったということがございます。

建設作業振動の調査結果、29 dB～63dBは、結果及び条例の勧告基準を下回っております。

続きまして、仮線走行時における鉄道騒音の調査結果は、昼間は67dB～69dB、夜間62dB～64dBと、これにつきましては、予測結果と同程度でございました。

それから、仮線走行時における鉄道振動につきましては、調査結果63dBとなっております、予測結果を下回っております。

それから、工事の完了後における鉄道騒音ということで、こちらの調査結果は、昼間は55dB～59dB、夜間は50dB～54dBということで、1地点においては結果を上回っておりますが、ほかの2地点は、おおむね同程度でございました。上回った所は、石神井公園駅付近で測定をしております、駅の遮音壁の高さ、5mあるんですけれども、駅の隣接する区間で、高架橋の所は1.4mぐらいしか遮音壁がないということで、そこからの音が来たのではないかと分析をしております。いずれにしても、予測は上回っておりますけれども、現況値は下回っているということで、工事をやる前からは、改善しているということがございます。

工事の完了後における高さ方向の鉄道騒音の調査結果ということで、こちらは、昼間は58dB～70dB、夜間は54dB～66dBであり、予測結果と同程度もしくは下回っております。工事の完了後における鉄道振動も、調査結果は45dB～57dBということで、1地点において結果を上回りましたが、他の2地点は予測結果と同程度もしくは下回っております。結果を上回った地点につきましては、高架橋のだいぶ近くだったということで、高架橋から振動が伝搬しやすい地点だったことが考えられる、としてございます。

続きまして7ページ。2の「電波障害」。石神井公園駅東側では、平成24年までに高架工事が完了したため、地上デジタル放送（東京タワー）の遮へい障害及び反射障害に係る事後調査を実施しております。調査結果は、駅の東側では画像評価に変化はみられませんが、駅周辺及び西側の当初障害を予測されていた地域では、画像評価が悪くなる傾

向が見られた、ということでございます。その原因につきましては、端子電圧の低下が大きくないことから、電波の伝搬経路周辺で新たな中高層建築物の建設もかなり進んできたということで、遮へい障害及び反射障害以外の複合的な要因が大きいのではないかと分析をしております。それからパルス雑音障害は確認されず、フラッター障害につきましては、おおむね遮へい障害が予想された地域において確認されております。いずれにしましても、電波障害の問い合わせがあった場合には、その都度適切に対応して、今回の報告に係る調査期間内に、一定の障害に係る苦情はなかった、ということでございます。

3番。「廃棄物」でございます。「建設発生土等の排出量」ということで、まず建設発生土は、予測結果 50,600 m³に対しまして、事後調査結果は 69,338 m³、建設泥土は 17,400 m³の予測に対しまして、事後調査は 12,862 m³となっております。再利用率としましては、いずれも 100%ということでございます。「(2) 建設廃棄物の発生量」でございますけれども、「鉄骨・鋼くず」は予測結果 1,380t に対しまして、事後調査は 1,413t。「コンクリート塊」が 13,730t に対しまして、8,470 t。「アスファルト・コンクリート塊」につきましては、事後調査で 5,306 t。「その他」につきましては、29,320 t に対しまして、事後調査が 17,627 t。再利用率（再資源化率）につきましては、ほとんど 100%でありますけれども、「その他」の「バラスト以外」ということで、混合廃棄物のようなものにつきましては、93%であったということでございます。

「苦情の有無」ですけれども、まず騒音に関する苦情が 6 件、振動に関する苦情が 2 件ございました。これにつきましては、作業内容を説明するとともに、その場所、場所において、防音シートの設置ですとか、振動の苦情に対しましては建設機械を移動する際にですね、スピードを落とすだけでだいぶ違うということで、そういった最徐行をする等の対応を行って、理解を得ることができた、ということでございます。

○佐藤アセスメント担当課長 続きまして 8 ページになりますが、「八王子市都市計画道路 3・3・2 号線（八王子北野町～南浅川町）建設事業」。こちらは八王子南バイパスになります。こちら、答申書ですが、平成 8 年 10 月に受理しております。本報告書の受理は、平成 26 年 12 月 5 日でございます。事業の種類は、「道路の新設」でございます。規模ですけれども、延長が約 9.6km、起点が八王子市北野町ということで、国道 16 号の八王子バイパス。それと終点が八王子市南浅川町。国道 20 号になっております。車線数は往復 4 車線。構造形式ですけれども、土工部（約 1.6km）、橋梁部（約 1.5km）、堀割部（約 2.5km）、トンネル部（約 4km）でございます。使用開始年度ですが、平成 28 年度を予定しております。工事予定期間ですが、平成 13 年度～平成 28 年度の予定にしております。

事後調査報告書の 2 ページ、A3 の折り込みになっている、こちらをご覧いただきたいと思っております。供用開始年度が平成 28 年度を予定しておりますが、現時点で図面の西側、左側になりますけれども、高尾山インターチェンジから町田街道までの部分、こちらは平成 22 年 7 月 31 日に開通しております。で、現在、そこから東側を工事中ということで、一応これが平成 28 年度までの予定になってございます。

本日の資料 8 ページにお戻りください。事後調査の区分ですが、「工事の施行中その 10」、調査項目は「騒音、振動」でございます。騒音、建設作業騒音についてですけれども、事後調査結果は 62～79dB ということで、予測結果は 69dB～73dB、これを上回ってございます。上回った理由ですけれども、現地が狭隘で、急斜面である部分があったために、そこについてはブルドーザーの代わりに、予測時に想定していなかったチェーンソー、これを使ったために、その騒音で上回ってしまったと考えてございます。振動、建設作業振動ですけれども、こちらは事後調査結果が 41dB～55dB ということで、予測結果 69dB を下回ってございます。こちらが下回った理由ですけれども、チェーンソーを使ったためにブルドーザーを使用しなかったということで、振動が抑えられた、と考えてございます。苦情の有無ですけれども、苦情はございませんでした。

宇山アセスメント担当課長 それでは 9 ページ、変更届のご説明になります。

「大日本印刷市谷工場整備事業」でございます。答申日は、平成 21 年 2 月 27 日、受理日は、平成 26 年 12 月 15 日でございます。事業の種類は、「高層建築物の新築、工場の設置」でございます。

それでは、お手元のこちらのホチキス留めの「変更届」を御覧ください。

まず 2 ページですけれども、場所は市ヶ谷駅の近くの陸上自衛隊の市谷駐屯地の裏側です。こちらが計画地ということで、現在も大日本印刷の工場がございます。

3 ページを見ていただきますと、「土地利用計画」ということで、真ん中に工場等ございまして、一番東側に、地域開放型施設ということで、体育施設ですとか、文化施設をつくることになってございます。

おめくりいただきまして、5 ページですね、全体断面図ですけれども、こちらの真中の図にありますとおり、工場につきましては、基本的には地下に設置をして、地上部分につきましては事務所等を設置する、ということになってございます。この一番下の表を見ていただきますと、施工区域でⅠ期のほうに矢印が入っている所が、現在出来ている所で、Ⅱ期のところが今の工事区域となっております。

それでは、本日の配付資料にお戻りいただきまして、規模でございますけれども、計画地は新宿区の市谷加賀町。敷地面積は 54,900 m²。建築面積は 36,000 m²。延床面積は 237,600 m²。最高の高さは約 125m。施設の用途は、事務所と印刷工場、地域開放型施設、駐車場等。工場稼働時間は 24 時間。駐車場規模は約 600 台。

工事予定期間は、Ⅰ期、Ⅱ期、Ⅲ期とございまして、現在はⅡ期をやっているところでございます。供用予定は、年月は平成 31 年 1 月を予定してございます。

今回の変更の理由でございますけれども、計画地周辺の他事業（下水道再構築工事）ということですので。支障物が出たため、工事が遅れたということで、そちらの遅延に伴ってですね、工事の施工計画を見直して、工事工程を変更する。併せてⅢ期工事の工事工程、供用開始予定を変更する、ということでございます。

主な変更内容としましては、工事工程、Ⅱ期工事が、変更前は平成 24 年 3 月～平成 27

年5月だったわけですね。この下水道工事の遅延に伴いまして、終了が平成27年12月に延びると。39ヶ月から46ヶ月に延びるということでございます。

Ⅲ期工事は、この遅延を受けまして、時期がずれるというか、工事内容等は変わりませんけれども、平成27年8月～平成30年5月の36ヶ月間だったのが、平成28年3月～平成31年12月の36ヶ月に変更となっております。供用開始予定につきましては、平成30年6月から、平成31年1月に遅れてございます。

環境影響評価項目の再評価結果ですけれども、本事業は、施工計画及び工事工程が変更されるものの、施設計画、施工範囲、掘削方法、ピーク時における稼働台数など予測条件に変更がないことから、予測・評価の見直しは行わないとしてございます。

Ⅲ期工事につきましても、「施工計画及び工事期間に変更がないことから、予測・評価の見直しは行わない」としてございます。

○佐藤 アセスメント担当課長 では最後ですが、本日の資料の10ページをご覧ください。

「株式会社 村尾組 成木工場採石拡張事業」です。こちらですが、平成26年11月19日でございます。事業の種類は、「土石の採取」。所在地が青梅市成木6丁目1-1外53筆。事業区域面積ですが、406,837.36㎡。採取期間が20年間でございます。

本事業についてですが、当初20年間だったんですが、平成25年11月に、1年間の期間延長手続きを実施してございます。

変更理由ですけれども、これは去年の11月の変更理由と同じ理由なんですが、採石場内で法面の崩落等が発生したために、崩落箇所周辺の森林を伐採するなど、防災対策、これを実施しております。そのため、切り取った森林の回復ということで、今現在、緑地回復作業を進めているところでございます。「引き続き、採石場内の切羽ベンチ等の再構築、新規植栽地の活着確認及び補植」、これを行うために事業工程を変更するというものでございます。

変更後ですが、1年間事業を延長しまして、平成27年度まで延長する、ということでございます。

環境影響評価項目の再評価ですけれども、事業工程の変更のみで砕石用地等の変更はないことから予測条件に変更はないということで、「予測・評価の見直し」は行ってございません。

受理報告については、以上です。

○小島審議会会長 はい、どうもありがとうございました。

続けてご説明いただきましたが、どこからでも結構ですが、質問等ございましたらお願いいたします。

○中杉委員 大日本印刷の事業計画の変更ですけども、これ、だいぶ長くなると、土壤汚染対策法上は、基準が変わっても、あまりさかのぼって対応を求めることはないですが、多分、現状はまだなんですけど、トリクロエチレンの基準が厳しくなることは、想定をされています。これは、水の環境基準が厳しくなりましたので、いずれ土壤の基準も厳しく

なる。土対法上は、すでに対応を終わっているんで、それ以上何かをやるということは、ないんですけども、これ、延びたことによって、土壌を運び出すのが延びてしまうと、新しい基準では、基準を超えてしまった土壌を、運び出してどっかに持って行くことになる。なので、そこら辺は注意をしてもらう必要がある。もう工事の最初のほうにやるんで、もうすでに終わってしまっていれば、それは、今さらどうこう言うことはないんですけども、これから運び出すということがあるとすると、注意をしておいていただいたほうがいいのかなど。これ、どうしろって言っても、間に合わないですけども、「注意をしてください」というだけ申し上げておきたいと思います。

○小島審議会会長 はい、ありがとうございました。

では、つづいて、よろしく申し上げます。

○木村委員 「国際海上コンテナターミナル」の事後調査ですけども、この冊子の 6 ページのところに、事後調査地点が●で示されているんですが、事後調査計画書では白丸○の所だったんですね。この●の所は、冬から秋にかけては、風上になることがすごく多くて。もともとそれは最初から、予測のときにわかっていたはずなのですけども。で、なおかつ実際、そういう風向が多いときに、事後調査を行っているんですね。この案件に限らないんですけども、割と今までの事後調査で見ると、その観測点の配置が適切じゃなかったことが、かなり多いんですけども、あまり多いと、意図的にその風配図、年平均で見たときの気候値としての風配図から見て、濃度が高くない所を選んでいるようにも思ってしまうので、この案件がそうだっていうわけではないんですけども、多分、統計を取ればそういう傾向が見えてくるのじゃないかなという危惧さえ、ちょっとしてしまうんですけども。そういうことについて、何か、なんというか、審議会としてのコメントとか、あるいは事後調査のやり方に対する、方向性なんかの指導とか、そういうことは何か考えられないんでしょうか。

○小島審議会会長 これは事務局に聞ききたいと思います。

○宇山アセスメント担当課長 はい。6 ページの事後調査地点と計画地点が違うということで、この案件でいうとですね、この 6 ページの図を見ていただくとわかりますように、南側は海で、何もないということで、北側のほうに事業所があるということで、そういうことを踏まえて、なるべく北寄りですべて調査をしたということ。

あとは、11 ページのほうを見ていただきますと、確かに秋と冬は北寄りの風が多かったですけれども、夏のほうではですね、南寄りの風もあったということです。いずれにしても、事後調査地点の取り方につきましては、今までも各先生がたからご指摘いただいまして、基本的には最大濃度着地地点の所でやる、というのが原則だと思うんですけども、その最大濃度着地地点のほうに何もない、ということになります場合、逆に反対のほうに民家が多いとかですね、そういうこともありますので、それは基本的には最大濃度着地点ですけども、ケースに応じて、そんな所でやっても意味ないのではないかと、いうことを過去にもうかがっておりますので、それはそれで別の地点を調査させていただ

きたいのと、判断に迷う場合には、各先生方にもアドバイスをいただきながら、選定していきたいと思っております。

○小島審議会会長 よろしいですか。

○木村委員 確かに、影響を受ける側の分布がどうなっているかということは、当然、考えないといけないんですけども、それと同時に、事後調査のときには、風配図や何か、気象資料を一応、把握したうえで配置する、ということも大事だと思うんですね。それは、実際、観測が始まってからどういう気象になったか、ということではなくて、それは初めからわかっていることですから、そのことも留意して、場合によって風配図と、風配図のことを考慮したとと整合しない場合は、どこで、なんでそこを選んだかと、そういう記述があってもいいのかな、というふうに思いました。

○小島審議会会長 はい、ありがとうございます。

○小島審議会会長 事務局に失礼ですが、今のはですね、よくあるケースですかね。なかなか、常にこういう発言が出てくるのですけれど、それ、事務局が大体、対応して今までやっていただいたのです。それについて、特に何か。今のような形で事務局が対応してるのを、何回もやられて、それなりにちゃんと、事業者認識されていると思うんですけど、何かそういう点で、事務局として対応したのに、問題はございますか。木村委員が言った、いろんなことをしようという、「今こういうことをやったほうが良い」という注意は、まさにそのとおりだと思いますが、これは今後のそういう事務局に対しても、そういうことを考慮のうえ、事業者と対応していただきたいということは、当然だと思いますが、そのような事例で、今までこのような対応、現状やっている対応で、大体目的達成されているとかですね、どうもそうじゃないということがあったら、少し考えなくてはならないと思いますが、この辺について、ちょっと事務局の今までの対応の経験から、何か実績はございましたら、少しご説明を。

○宇山アセスメント担当課長 事後調査は、かなり案件が多くなってきておりますが、事後調査計画をつくる段階で、かなり事務局と事業者のほうでやりとりをして、事業者の持ってきた内容がおかしい場合には、しっかり指導しているつもりでございますし、その中でも、実際にこういう場で報告したときに、地点がおかしいんじゃないかというご意見は、いただいたりはしておりますけれども、そういったものは、すべてその後に活かしておるつもりではございまして、今回の件でいえば、なぜ北側の地点を選んだのかという記載が、確かに足りなかったと思いますので、そういった点は、今後ちゃんと改善してまいりたいと思っております。

○小島審議会会長 ありがとうございます。今の件。

○中杉委員 この風向きによって、ということなんですけれども、評価するときに話したと思うんですね。基本的に評価する対象は多くある。有害性のほうの情報といえば、年平均値なので、ちょうど風が吹いているときに、超えてしまっても、それは問題があるかどうかという話になるので。そういうことも踏まえたうえで、評価を書いてもらえばいい

んだらうと思うんですね。今回、低かったけれど、これは風向きがそちらのほうでなかった、というようなことを、ちゃんと書いていただければ、それはそれで構わない。高いときに高くても、風向きがその方向だったら、その風向きは大変だったけど、風向きはたまたまそういう方向だったと。そういうことを書いていただく形で、厳密に言えば、年4回測ってもらって、平均値で比較をしてもらうのが一番いいんじゃないかと思います。

○小島審議会会長 はい、ありがとうございます。今も、世の中では教育の問題で、この間、テレビなんかでは、歴史の、ただ暗記して書くというのがありました。だんだんそういう世の中になって、今のご指摘、こういうことを、暗記の時代の前にやられた先生方から、「これだ」というのが出てきたっていう感じですが、非常に重要な点だと思いますので、ぜひそういうことを、事業者に伝わるように、よろしくお願ひしたいと思います。

ほかに、今の件で。違う件ですか。じゃ、これでいいですね。

事務局で今の問題、ほかにありますか。

○宇山アセスメント担当課長 はい。結構です。

○小島審議会会長 よろしゅうございますか。では、別件で、何人かの委員から。そちらからしましょうか。どうぞ。

○藤倉委員 事後調査報告の、今日の資料の6、7ページ、西部池袋線の件なんですけれども、西武池袋線の事後報告書の86ページ、87ページの、「廃棄物」の所を見ますと、今日の資料のほうにもあるんですけれども、予測をしていなかった「一般区間の」という所からの、「その他」という廃棄物が1,200トンぐらい出ていて、しかも、再利用率が100%でないのが、その「一般区間」の「その他」になっているので、やはり廃棄物処理法上の廃棄物の種類として、予測できなかったものとして、何が出ていて、その処分はどうなったのかというのを、この件についてもお伺ひしたいと思いますし、今後のこの事後調査報告書で、予測外の廃棄物が出た場合は、ぜひ廃棄物処理法上の「廃棄物」の分類で、例えば、主に何が出た、ということを表記していただきたいと思います。

○小島審議会会長 事務局で何か、答えがありましたら、教えてください。

○宇山アセスメント担当課長 「一般区間」の「その他」の1,247トンにつきましては、当初撤去する予定ではなかった家屋がありまして、その家屋を壊したことに伴うものが多いのと、あとはヤード構築の際に、木があったのを伐採したと。それから、コンクリート塊なんかは、地中埋設物で想定していなかったものが出てきた、ということで伺っております。コンクリート塊はもちろんコンクリート塊ですけれども、その他につきましては、今申し上げましたとおりに伐採した木につきましては、木くず等でございます。あとは、支障物は、家屋を壊したものなので、コンクリもありませんし、鉄くずもありませんし、あと、最終的には混廃となっておりますね、混合廃棄物ということで、こちらにつきましては、85ページですね、下から二つ目の(7)ですね。混合廃棄物につきましては分別し、金属くずは製鉄または非鉄原料、コンクリート塊は砕石にするなど、リサイクルということで、混合廃棄物は、処理業者に持って行きます。もちろんすべてはリサイクルはできませんので、

94%という形になってございます。

○小島審議会会長 よろしゅうございますか。

○藤倉委員 今後もしっかり対応してください。

○小島審議会会長 では、今後の対応をよろしくお願いします。

では、次に黒田委員からのご意見、よろしくお願いします。

○黒田委員 はい、今の西部池袋線の件の本資料の7ページ、「電波障害」の件であります。この提出の資料のほうでは、69ページ以降になります。これは平成24年までに工事が完了したので、東京タワーからの遮蔽障害について調査をしましたということで、73ページ、74ページ、75ページに、その結果が出ておりまして、本文に書いてあるように、画像評価は悪いです。×が付いている所が、いろいろな地点で見られます。けれども、平成25年5月にスカイツリーになりまして、その前の調査をしているわけですね。71ページで、平成24年12月と、平成25年1月に調査をしております、東京スカイツリーは、平成25年の5月にスカイツリーから本放送が始まっておりますので、多分ここに出ている、画像が悪くというのは、東京タワーなので、スカイツリーからですと、もうちょっと良くなっているのではないかと思います。それで、「苦情がなかった」とありますけれども、多分、スカイツリーになってからは、より良くなっていると思いますので、この画像評価の×の所も、改良されているのではないかと思いますし、また、別の所に出ているかもしれないですけども、その際はですね、すべて窓口で対応する、というふうになっておりますので、このたくさん×は、実態はこれほどではないのではないかと、いうふうに思います。以上でございます。

○小島審議会会長 はい、どうもありがとうございました。これはよろしゅうございますね。ということで、何かありましたら、今のようなご意見を参考にして、対応していただくということをお願いします。ほかにございますか。

○田中（修）委員 「東京港 国際海上コンテナターミナル」の件で、さっきの大気の事後調査地点との関連と申しますか、同じようなことなのですが、水質で調査地点1が事業区域内で、調査地点2が対象地域ということで、SSの浮遊物質濃度の差を見て、すべて事業区域内がマイナスもしくはゼロということになっているんですけども、これ、対象とした調査地点2を、ここに選んだ理由というのは、何か事業計画書、事後調査計画書の中では、述べてあったんでしょうか。

○宇山アセスメント担当課長 明確な記載はないと思います。が、考え方につきましては、バックグラウンドとして事業の影響を受けていない地点のSS濃度をまず出しまして、それと事業区域内の比較をしてどれぐらい影響を与えているかというのを見るためにですね、この調査地点2というのは、航路の反対側ということで、今回の24ページでいうと、この網掛けした部分が、実際に浚渫工事をする地点になりますけれども、その影響を受けない地点におきまして、バックグラウンドを取りまして、その結果、事後調査計画書におきまして、この2地点を選んでいるということです。

○田中（修）委員 調査結果を見ますと、調査地点 2 というのは、もともと SS 濃度が高い地点だったように思えるんですけども、調査地点 1 で、工事の前と、この浚渫工事を始めてからの、浮遊物質濃度の差なんていうのは、事後調査報告書では、解析してないのでしょうか。

○宇山アセスメント担当課長 31 ページの中段ですが、下から 2 行目のところ、なお書きの所ですね。「周辺海域における SS の濃度は、評価書時の現地調査結果では、1mg/L 未満～12mg/L、事後調査の結果では、2～11mg/L と、同程度の濃度範囲」ということで、基本的には、となりのページにもありますけれども、汚濁防止膜をしっかりとやるなどです。さらに前のページを見ていただきますと、密閉蓋式グラブということで、上にちゃんと蓋をしてですね、漏れないようにするというので、こういった対策を取って丁寧にやっておりますので、基本的には調査地点 1 におきましても、特段問題なく、影響を与えるといったものではないとしております。

○田中（修）委員 評価の指標として、人為的に加えられる地点。この事業によって影響のない地点との濃度差を見て、それが 2mg/L 以下になるようにということで、評価をしていると思うんですが、その対象とする地域が、重要な影響はなくても、もともと周辺の排水等の影響によって、非常に高い地域であれば、事業の影響は見えなくなってしまう、というところもあるんで、調査地点 2 について、どうしてここを選んだのか、もう少し丁寧に説明があると、いいかなと思いましたけれども。

○小島審議会会長 はい、ありがとうございます。この点については、事後報告書で出ている限り、ここに加えるという話ではなくて、こういう意見がありましたということ、事業者伝えていただいて、今後に資するというのでよろしいでしょうか。

○宇山アセスメント担当課長 はい。今後も埠頭の建設とかの事業もありますので、そういったものに活かしてまいりたいと思います。

○小島審議会会長 よろしくお願ひします。ほかにございますでしょうか。よろしゅうございますか。

ちょっと一つだけ、気になる所をいいですか。環境影響評価調査計画書、「八王子高尾商業施設計画」で、よくこれも出てくる話なんですけど、周辺、隣接施設といったものですかね。この場合に、マンションの建設というのが、同時並行で進む時期がある。この辺もよくというか、たまたま問題になっていたと思うんですが、計画書段階ですので、どこかに書いてあるかもしれませんが、そこまでちょっと見てないんで。その辺の影響っていうのを、どういうふうに取り入れていくかですね。これ、十分説明を受けているんだと思いますが、ちょっとよく出てきて気になるので、よろしく対処願ひします。

○佐藤アセスメント担当課長 この事業につきまして、北側に新しくマンションを建てるということで、この事業は、実は商業施設とマンションの施工主が、大和ハウス工業ということで、同じだということで、当初、事業者としては、別件ですというふうに言ってい

たんですが、やはり地域の住民にしてみれば、マンションも商業施設も、多分、大和ハウス工業さんがつくっている、一緒だよと。しかも工事期が重なるのであれば、地域住民として、一体の工事と思いますよということは、事業者のほうに説明してございます。ですので、この中ではマンションのことについては、触れていないんですけれども、やはり影響を考える場合には、マンションは当然、自分たちの事業ですので、その情報も得られるでしょうから、ちゃんと考慮してください、ということをお話してございます。

○小島審議会会長 ありがとうございます。それを認識のうえで、やっていただいたので。どうもありがとうございました。

それでは、ほかにありますか。

○谷川委員 すいません。「東京港 国際海上コンテナターミナル整備事業」の件なんですけれども、廃棄物の関連で、こちらのほうは、非常に難しいのは、わかっているんですけれども、この廃棄物の有害性等のチェックというのは、されていらっしゃるのでしょうか。そのうえで、通常の浚渫土、通常の取扱で大丈夫だよということで、確認のうえやられたということなんですか。

○宇山アセスメント担当課長 事後調査報告書の 56 ページを御覧ください。「環境保全のための措置の実施状況」ということで、下から三つ目の箱ですね。底質調査の実施状況を見ていただきますと、「床堀、浚渫工事の実施前に実施した底質試験結果は、土砂搬入先の土質基準を満足した」ということで、付表 4-2、4-3 をご覧いただきますと、(44) ページに分析結果報告書というものが出てきまして、(46)、(47) ページがですね、底質分析結果ということで、一応きちんとですね、掘る前に底質の調査をして、分析結果としてすべて○が付いております。ちょうど真ん中あたりの St.1 の表層部、St.1 の 1m 掘削部は、真ん中あたりに丸○がたくさん付いていると思うんですけど、実際掘る前に、浚渫する前に、実地調査をしまして、分析をしてですね、ちゃんと底質基準を満足することを確認してから搬出している、ということでございます。

○谷川委員 浚渫土はわかったんですけども、陸地のいわゆる埋立物のところは、どうだったのでしょうか。こちらに同じように、浚渫土を、埋め立てた土地を工事しているはずなので。そちらのチェックは、してはいらっしゃるのですか。

○宇山アセスメント担当課長今回は、埋め立てはしてなくてですね。58 ページの、下から三つ目の箱ですね。これも事後調査の結果ですけども、中段以降ですね。平成 25 年度の岸壁工事及び浚渫工事に伴い発生した床堀・浚渫土は、合計が 155 万 m^3 で、これはですね、東京湾奥の深堀部への埋め戻し用材として約 154 万 m^3 、それから、本事業の軽量混合固化処理工の用材として約 1 万 m^3 を有効活用したということで、処分場への処理というのは、今回は行ってございません。

○小島審議会会長 よろしゅうございますか。それでは、今だいぶひととおり、いろんなことをやっているということは、よくわかりますということで。ただ谷川委員の言う前後データの利用という、誰でも同じ問題で、常に出てくる問題、要するに、何か書き方が悪

いのかもしれないですね。本来こういう情報というか、こういうことがあって、それに対して比較するのにこれを行った結果、そんなにやられていませんとか、変化がありますとか、そういうところを前提の、論理の展開というか、文章の展開がどうもあまりうまくないのではないのかな、という感じはしました。

○谷川委員 資料にはちゃんと書いてあるのですけれども、説明していただければ。

○小島審議会会長 そういうことを、今後も気をつけてやってくれというようなご指摘と、まとめてよろしければ。よろしゅうございましょうか、ということですね。どうもありがとうございます。

ほかにございますか。

それでは、ご意見をいただきましたので、ご勘案のうえ、今後も業者とのやりとりをよろしくお願いします。

○小島審議会会長 では、これで審議会を終わりますので、傍聴人の方は、退出をしていただきたいと思います。どうもありがとうございました。

(午後 5時33分閉会)